

那須南病院基準寝具業務委託仕様書

この仕様書は、那須南病院（以下「病院」という。）が発注する基準寝具業務委託を受託する者（以下「受託者」という。）が行う業務の大要を示すものであって、医療法施行規則で定める基準に適合することを前提とし、現場の状況に応じて簡易なものについては、仕様書に記載されていない事項であっても誠意をもって行い、病院が安全管理上または衛生管理上必要と認めたものは、契約の範囲内で実施するものとする。

1 目的

病院内の基準寝具及び透析・当直寝具（以下「寝具類」という。）業務において良好に維持し、また、病院業務の特性に適した寝具類貸与の実施により、病院業務の円滑な運営に資することを目的とする。

2 履行場所及び概要

- (1) 履行場所 栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号
南那須地区広域行政事務組合立那須南病院
- (2) 病床数 130床

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務の範囲

病院は、寝具類の貸与業務を委託し、受託者は誠意をもってこれにあたること。

- (1) 受託者は、病院に寝具類を貸与し、また、洗濯及び補修を行い、衛生的かつ清潔で患者に不快感を与えない寝具類を提供するものとする。
- (2) 寝具類の内訳及び仕様は別紙「那須南病院基準寝具業務委託積算書」のとおりとし、詳細については病院と協議すること。
- (3) 受託者は、病院の指示に従い指定日時に指定の場所において病院担当者の検収を受け寝具類の受け渡しをすること。
日時：毎週2回（火曜日、金曜日）
場所：那須南病院内指定場所
- (4) 受託者は、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生労働省健康政策局指導課長通知）の別添1に定める衛生基準に従い寝具類を適正に処理すること。
- (5) 寝具類に血痕、膿、分泌物、糞尿等の汚物が付着した場合はその都度消毒・予備洗濯を行うこと。
- (6) 受託者は、本業務の遂行ができなくなった場合に備え業務代行者を選任するものとする。
- (7) 業務従事者は、病院内で業務を行う場合、病院の就業規則を遵守すること。

5 業務内容

- (1) 目的に沿うよう計画を立て、確実に実施する。また、エネルギーの無駄をなくし、常に節約に努める。

- (2) 官公庁関係書類及び法的に必要な記録等は、常に整理し保管するとともに、法に基づく書類の届出・報告等の代行を行う。
- (3) 台帳を作成し、業務内容等を記録しておく。
- (4) 予備品、在庫品類は常に衛生的に整理し、いつでも必要なものが使えるよう管理する。
- (5) 業務従事者は受託者の制定する社名入りの制服、名札を着用し、身だしなみ、言語、動作に注意し、常に清潔に心がける。
- (6) 異常を発見した場合、若しくは予測された場合は、直ちに報告し管理者の指示を受ける。
- (7) 受託者は、病院の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供を行わなければならない。

6 負担区分

- (1) 業務に要する物品等は全て受託者の負担とする。
- (2) 軽微な修理については、受託者の負担とし、その他については、病院と受託者との協議により定めるものとする。

7 受託者の責務

- (1) 受託者は、病院が公的医療機関として適切な医療サービスを提供するものであることを十分認識し、名誉を重んじこれをき損しないよう努めなければならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。この事項は、受託者がこの業務を解かれた後も持続するものとする。
- (3) 受託者は、常に業務従事者の健康に注意し、伝染性の疾患に感染した者を業務に従事させてはならない。
- (4) 業務従事者は、患者、患者の家族及び面会者等とみだりに接触、会話等をしてはならない。
- (5) 受託者は、業務従事者に対して受託業務上必要とする教育訓練を実施し、業務履行に支障を来さないように万全を期さなければならない。
- (6) 病院は敷地内禁煙であるため、従事者もこれに従うこと。(車両内も含む。)
- (7) 受託者及び業務従事者は、安全管理に留意し、病院内で業務に使用するもの(工具類及び脚立など)を放置したまま現場を離れることはできない。業務終了後は、使用したものの有無の確認を必ず行い、紛失物がある場合は病院担当者に至急連絡をとること。

8 引き継ぎ

受託者は、履行期間終了後に委託業務を新たに受託する者に対し、業務が滞ることのないよう誠意をもって十分引き継ぎを行うものとする。なお、これに要する費用は引き継ぎを受ける新たな受託者が負担するものとする。

9 留意事項

緊急時を除き納品は病院の就業時間(通常勤務日の勤務時間)内に行うものとするが、病院の業務に支障をきたすおそれのある作業等については、病院の指定する日時に行うよう調整すること。

10 その他

この仕様書に定めない事項については、その都度病院と受託者とが協議し、文書により取り決めるものとする。

那須南病院基準寝具業務委託積算書

番号	項目	予定数量	見積単価 (1組1日当り)	項目別計
1	病棟用基準寝具	130 組	円	円
2	透析用寝具	10 組	円	円
3	当直用寝具	9 組	円	円
合計		(入札書金額欄に転記)		円

※ 項目別計＝予定数量×見積単価×365日とする。

※ 消費税及び地方消費税を除いた額とする。

※ 予備品として20%増しの製品を納入する。

住 所
商号又は名称
代表者名

印

仕様（1組当り）

品名	数量	規格(cm)	色	洗濯基準
枕	1	35×50		年1回程度
枕カバー	3	40×68	白 当直用はブルー	週1回程度
毛布	1	140×190	グリーン	必要の都度
ベットパット	1	103×205	白	年1回程度
シーツ	3	183×300	白 当直用はブルー	週1回程度
掛布団	1	140×195		年1回程度
包布	6	155×205	白 当直用はブルー	週1回程度
敷布団(当直用寝具のみ)	1			年1回程度

※ 当直用寝具は、ベットパットの代わりに敷布団とする。